

## (28) 試 験 問 題 (午後部)

### 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、**万年筆又はボールペン**(いずれも黒色のインクに限り、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

**第1問** 送達に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 送達の日時は、送達報告書によってのみ証明することができる。
- 2 当事者が第一審の受訴裁判所にした送達を受けるべき場所の届出は、当該裁判所による終局判決の言渡しによって当然にその効力を失い、控訴審においてはその効力を有しない。
- 3 交付送達によって送達をすることができなかつたときは、裁判所書記官は、書類を書留郵便に付して発送しなければならない。
- 4 公示送達の効力は、裁判所の掲示場に掲示を始めた日に生ずる。
- 5 訴訟能力を認めることができない未成年者がその父母の共同親権に服している場合、当該未成年者に対する送達は、当該父母のいずれか一人にすれば足りる。

**第2問** 当事者適格に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 共同相続人のうち自己の相続分の全部を他の共同相続人に対し譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない。

イ 共同相続人のうちの一人が、遺言執行者の定めがある遺言の無効を主張して、相続財産につき共有持分権を有することの確認を求める訴えを提起するときは、他の共同相続人全員が被告適格を有し、遺言執行者は被告適格を有しない。

ウ 権利能力のない社団Xの構成員全員に総有的に帰属する不動産につき、当該不動産の所有権の登記名義人が第三者である場合には、Xは、その代表者Yの個人名義への所有権移転登記手続請求訴訟の原告適格を有さず、Yのみが当該訴訟の原告適格を有する。

エ 現在の給付の訴えについて、その訴えを提起する者の主張自体から、給付義務者であると主張されている者が給付義務者になり得ないことが明らかであるときは、当該訴えは、被告適格を欠くものとして却下される。

オ 甲土地の所有者Xが甲土地に隣接する乙土地の所有者Yに対し提起した甲土地と乙土地の筆界についての筆界確定の訴えにおいては、Yが甲土地の一部であって甲土地のうち当該筆界の全部に接続している部分を時効取得したとしても、Xは当事者適格を失わない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第3問** 弁論主義に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 間接事実についての自白は、裁判所を拘束しないが、自白した当事者を拘束し、当該当事者は、当該自白を撤回することができない。

イ 所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、原告が自ら被告に対しその土地の使用を許したとの事実を主張し、当該事実が証拠により認められる場合には、被告が抗弁として当該事実を自己の利益に援用しなかったときであっても、裁判所は、原告の請求の当否を判断するについて当該事実を斟酌しなければならない。

ウ 裁判所が民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託によって得られた調査の結果を証拠とするには、当事者の援用が必要である。

エ 留置権のような権利抗弁にあつては、抗弁権取得の事実関係が訴訟上主張されたとしても、権利者においてその権利を行使する意思を表明しない限り、裁判所においてこれを斟酌することはできない。

オ 外国の法規を適用すべき民事訴訟事件において、裁判所は、当該法規の内容及び解釈については、当事者の主張及び立証に基づかなければならず、職権による探知は許されない。

(参考)

民事訴訟法

(調査の嘱託)

第186条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第4問** 弁論準備手続に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、当事者の一方が事件を弁論準備手続に付することについて同意していない場合には、事件を弁論準備手続に付することができない。

イ 当事者の一方が弁論準備手続の期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を終結することができる。

ウ 裁判所は、当事者の双方がいずれも弁論準備手続の期日に出頭していない場合には、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができない。

エ 弁論準備手続の期日においては、ビデオテープを検証の目的とする検証をすることができる。

オ 弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがないときであっても、裁判所に対し、弁論準備手続の終結前にこれを提出できなかった理由を説明しなければならない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第5問** 控訴に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、決定で、控訴を棄却することができる。

イ 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。

ウ 控訴は、被控訴人から附帯控訴が提起された場合には、当該被控訴人の同意がなければ、取り下げることができない。

エ 簡易裁判所の終局判決に対する控訴の提起は、控訴状を地方裁判所に提出してしなければならない。

オ 原告の主位的請求を棄却し、予備的請求を認容した判決に対しては、原告も被告も控訴をすることができる。

1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

**第6問** 係争物に関する仮処分に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、係争物に関する仮処分命令において、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めることができない。

イ 土地の売買に基づく所有権移転登記手続請求権を被保全権利として、当該土地について処分禁止の仮処分を得た債権者は、当該売買が無効であっても、当該売買によって当該土地の占有を開始し仮処分後にこれを時効により取得したときは、時効完成後に当該土地を債務者から取得した第三者に対し、当該仮処分が時効取得に基づく所有権移転登記手続請求権を保全するものとして、その効力を主張することができる。

ウ 占有移転禁止の仮処分命令の執行後、第三者がその執行がされたことを知らないで係争物である土地について債務者の占有を承継した場合であっても、債権者は、本案の債務名義に基づき、当該第三者に対し、当該土地の明渡しの強制執行をすることができる。

エ 占有移転禁止の仮処分命令は、債務者を特定することを困難とする特別の事情がある場合には、係争物が動産であるときであっても、債務者を特定しないで発することができる。

オ 土地について処分禁止の仮処分がされる前に債務者が第三者に当該土地を売っていた場合には、その売買による所有権の移転の登記が当該仮処分の登記より後にされたときであっても、当該第三者は、債権者に対し、当該土地に係る所有権の取得を対抗することができる。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

**第7問** 金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、少額訴訟債権執行については考慮しないものとする。

ア 金銭債権に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令により開始する。

イ 差押命令は、第三債務者を審尋して発しなければならない。

ウ 金銭債権の一部が差し押さえられた後、その残余の部分を超えて別に差押命令が発せられたときは、各差押えの効力が及ぶ範囲は、当該金銭債権の全額を各差押債権者の請求債権の額に応じて按分した額に相当する部分となる。

エ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。

オ 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令を発することができる。

1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ



**第8問** 司法書士法人X及びその社員Yに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、Xの主たる事務所の所在地は、A地方法務局の管轄区域内にあるものとする。

ア Xは、その成立の時に、A地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。

イ Xは、その名称を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨をA地方法務局の長に届け出なければならない。

ウ Xが簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする場合には、Yは、自らが法務大臣から簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受けていないときであっても、総社員全員の同意によって、Xが行う簡裁訴訟代理等関係業務について、Xを代表することができる。

エ Xが司法書士法に違反した場合であっても、A地方法務局の長は、Xに対し、解散の処分をすることはできない。

オ Xが業務の全部の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日YがXの社員であったときは、Yは、Xの業務の全部の停止の期間を経過した後でなければ、他の司法書士法人の社員となることができない。

1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第9問** 供託の管轄に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 弁済供託は、債務の履行地の供託所にしなければならないが、債務の履行地の属する行政区画内に供託所がない場合には、その地を包括する行政区画内における最寄りの供託所にすれば足りる。

イ 宅地建物取引業者がすべき営業保証金の供託は、当該宅地建物取引業者が複数の事務所を有している場合には、それぞれの事務所の最寄りの供託所にしなければならない。

ウ 選挙供託は、全国いずれの供託所にもすることができる。

エ 民事訴訟の訴訟費用の担保のために行う担保供託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

オ 管轄外の供託所にされた弁済供託が誤って受理された場合には、当該弁済供託は無効であり、たとえ被供託者が当該弁済供託を受諾したとしても、当該弁済供託を有効なものとして取り扱うことはできない。

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

**第10問** 電子情報処理組織による供託等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭又は振替国債の供託は電子情報処理組織を使用してすることができるが、供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求は電子情報処理組織を使用してすることはできない。

イ 電子情報処理組織による供託をしようとする者は、法令の規定により供託書に添付し、又は提示すべき書面があるときは、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を行ったものを送信しなければならないが、この送信に代えて、供託所に当該書面を提出し、又は提示することはできない。

ウ 登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において、その申請情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る電子認証登記所の登記官の電子証明書を当該申請情報と併せて送信したときは、当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

エ 電子情報処理組織によって金銭の供託をする場合には、供託者は、供託官の告知した納付情報により供託金を納付しなければならない。

オ 供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合には、供託官に対し、当該電磁的記録に記録された事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することはできない。

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

第11問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 持参債務の債務者は、弁済期日に弁済をしようとして、債権者の住居に電話で在宅の有無を問い合わせた場合において、債権者以外の家人から、債権者が不在であるため受領することができない旨の回答があっただけでは、受領不能を原因とする弁済供託をすることはできない。

イ 不法行為の加害者は、自ら算定した損害賠償額と不法行為発生時から提供日までの遅延損害金の合計額を被害者に提供した場合において、被害者がその受領を拒んだときは、受領拒絶を原因とする弁済供託をすることができる。

ウ 建物の賃貸借における賃借人は、債務の本旨に従って賃料を賃貸人に提供し、賃料の受領と引き替えに受領証の交付を請求した場合において、賃貸人が賃料は受領しようとしたものの、受領証の交付を拒んだとしても、受領拒絶を原因とする弁済供託をすることはできない。

エ 建物の賃貸借における賃借人は、賃貸人が死亡しその共同相続人二人がその地位を承継した場合において、賃貸人の死亡後に発生した賃料全額を当該共同相続人のうちの一人に提供し、その受領を拒まれたとしても、賃料全額について、受領拒絶を原因とする弁済供託をすることはできない。

オ 譲渡禁止特約のある債権の債務者は、当該債権が譲渡され、債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において、債権譲受人の善意・悪意を知ることができないときは、債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。

1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

第12問 登記の申請人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人Aの相続人が配偶者B並びに子C及びDの3名である場合において、Eに対して甲土地を包括遺贈する旨のAの遺言に基づいて登記を申請するときは、Eは、単独で相続を登記原因とする甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

イ 甲土地の所有権の登記名義人Aの相続人が配偶者B並びに子C及びDの3名であり、遺産分割協議をしない間にBが死亡した場合において、Bの相続人がC及びDの2名であり、CD間で甲土地はCが単独で取得する旨のAを被相続人とする遺産分割協議が成立したときは、Cは、単独でAからCへの相続を登記原因とする甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ 甲土地について、乙区1番でAを、乙区2番でBをそれぞれ抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ、乙区3番でCを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされている場合において、Cの根抵当権を第1順位、Aの抵当権を第3順位とする順位の変更をするときは、Cを登記権利者、Aを登記義務者として順位の変更の登記を申請することができる。

エ Aが賃借権の登記名義人である甲土地について、Aが所有権を取得したことによって当該賃借権が混同により消滅した後、Aの賃借権の登記が抹消されない間にAからBへの売買による所有権の移転の登記がされたときであっても、Aは、単独で混同を登記原因とする賃借権の登記の抹消を申請することができる。

オ 甲土地に設定された根抵当権の元本が確定した場合において、根抵当権設定者が根抵当権の元本の確定の登記手続に協力しないときは、根抵当権者は、根抵当権設定者に対して根抵当権の元本の確定の登記手続を命ずる確定判決を得て、単独で根抵当権の元本の確定の登記を申請することができる。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

第13問 次のアからオまでの記述のうち、甲土地について、第1欄に掲げる事由に基づき第2欄に掲げる登記を申請するときにXが登記権利者となるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	Xは、Yに対してXを所有権の登記名義人とする甲土地を売却したが、YがXからYへの所有権の移転の登記の申請に協力しないため、Yに対して当該移転の登記手続を求める訴えを提起し、その請求を認容する判決が確定した。	所有権の移転の登記
イ	Xは、Aに対してXを所有権の登記名義人とする甲土地を贈与する旨の所有権の移転の登記をしたが、その後、Aから甲土地を購入して所有権の登記名義人となったYに対して、当該贈与の錯誤無効を主張してAからYへの所有権の移転の登記の抹消の手続を求める訴えを提起し、その請求を認容する判決が確定した。	所有権の移転の登記の抹消
ウ	Xは、Xを所有権の登記名義人とする甲土地の全部を承役地、Yを所有権の登記名義人とする乙土地の全部を要役地とする地役権を設定し、その設定の登記をしていたが、当該設定の登記後、Xは、Yとの間で、地役権設定の範囲を甲土地の東側5メートルに変更する旨を約した。	地役権の変更の登記
エ	Xは、Yを所有権の登記名義人とする甲土地を目的とする根抵当権の登記名義人であるが、Yの信用状況が悪化したので、Yに対して当該根抵当権の元本の確定請求をした。	根抵当権の元本の確定の登記
オ	受託者X及び委託者Yは、Yを所有権の登記名義人とする甲土地を信託財産とする信託契約に基づき、甲土地について所有権の移転の登記及び信託の登記をしていたが、Xは、甲土地をXの固有財産に帰属させることを許容する旨の信託契約の定めに基づき、甲土地をXの固有財産に帰属させた。	受託者の固有財産となった旨の登記

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

**第14問** 不動産登記の申請の代理に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 家庭裁判所が未成年者Aのために選任した特別代理人Bが、Aを代理して、Aとその親権者Cとの利益が相反する法律行為をした場合であっても、Cは、Aを代理して当該法律行為に基づく登記を申請することができる。

イ 司法書士Xが、株式会社の代表取締役Aから同社を申請人とする登記の申請について委任を受けた場合において、当該委任後にAが代表取締役を辞任したときは、Xは、当該委任に係る登記を申請することができない。

ウ 申請人Aが代理人Bに対して甲土地を目的とする地上権の設定の登記の申請を委任した場合において、A作成の委任状に委任事項として「登記原因証明情報である平成何年何月何日付地上権設定契約証書記載のとおり地上権の設定の登記の申請を委任する」旨の記載があるときは、この委任状をBの代理権を証する情報として提供して、地上権の設定の登記を申請することができる。

エ Aの成年後見人Bが、Aを所有権の登記名義人とする不動産に係る登記を申請する場合には、Bの代理権を証する情報として、後見登記等ファイルに記録された事項を証明した書面を提供することができる。

オ 株式会社の代表取締役Aが同社を代表して不動産の登記を申請した後、当該登記が完了するまでの間に、Aについて破産手続開始の決定がされたときは、当該申請は却下される。

- 1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

第15問 登記記録に次のような記録(抜粋)のある土地についてされる登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	【省略】	【省略】	【省略】
2	所有権移転	平成17年1月11日 受付第1111号	原因 平成16年11月2日相続 所有者 A
3	所有権移転	平成27年6月8日 受付第6666号	原因 平成27年5月3日贈与 所有者 F
4	所有権移転請求権仮登記	平成27年8月1日 受付第8555号	原因 平成27年8月1日贈与予約 権利者 G
	余白	余白	余白
5	仮差押	平成27年9月9日 受付第9999号	原因 平成27年9月8日東京地方裁判 所仮差押命令 債権者 I

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年3月5日 受付第3333号	原因 平成19年3月3日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金2,500万円 債務者 B 抵当権者 C
付記1号	1番抵当権の5番抵当権への順位譲渡	平成27年8月10日 受付第8889号	原因 平成27年8月8日順位譲渡
2	賃借権設定	平成25年4月4日 受付第4444号	原因 平成25年4月4日設定 賃料 1月5万円 支払時期 毎月末日 存続期間 20年 賃借権者 D
3	2番賃借権の1番抵当権に優先する同意	平成25年4月4日 受付第4445号	原因 平成25年4月4日同意
4	根抵当権設定	平成26年5月15日 受付第5555号	原因 平成26年5月15日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 【省略】 債務者 B 根抵当権者 E
付記1号	4番根抵当権変更	平成27年7月15日 受付第7888号	原因 平成27年7月15日変更 極度額 金2,500万円



5 1 付1	抵当権設定	平成27年8月8日 受付第8888号	原因 平成27年8月8日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金1,000万円 債務者 F 抵当権者 H
6	根抵当権設定	平成27年10月10日 受付第10000号	原因 平成27年10月10日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 【省略】 債務者 F 根抵当権者 J

ア 甲区3番の所有権移転の登記の抹消の登記を申請する場合、Eは、登記上の利害関係を有する第三者に該当しない。

イ 甲区4番の仮登記に基づく本登記を申請する場合、H、I及びJは、いずれも登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

ウ 乙区1番の抵当権の抹消の登記を申請する場合、Hは、登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

エ 乙区2番の賃借権について、賃料を減額する旨の変更の登記を申請する場合、Cは、登記上の利害関係を有する第三者に該当しない。

オ 乙区4番の根抵当権の極度額を増額する旨の変更の登記を申請する場合、Jは、登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第16問 登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 根抵当権者をA株式会社とする元本確定の登記がされた根抵当権の登記について、会社分割を登記原因とするA株式会社からB株式会社への根抵当権の移転の登記を申請する場合には、登記原因証明情報として、当該会社分割の記載のあるB株式会社の登記事項証明書を提供すれば足りる。
- イ 所有権について処分禁止の登記がされた後、当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が、当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の移転の登記と同時に、当該処分禁止の登記に後れる登記の抹消の登記を申請する場合には、当該抹消の登記の申請に際して登記原因証明情報の提供を要しない。
- ウ 甲土地について所有権の移転の登記手続をする旨の和解調書上の甲土地の地積の記載に誤記があったため和解調書の更正決定がされた場合において、当該和解調書と当該更正の決定書を提供して甲土地の所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報として当該更正の決定が確定したことを証する書面の提供を要しない。
- エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが甲土地を自己信託の対象としたことによる権利の変更の登記は、登記原因証明情報としてAに対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知がされたことを証する書面を提供して申請することができる。
- オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、婚姻によりAの氏が変更したことによる氏名の変更の登記は、登記原因証明情報として住民基本台帳法に規定する住民票コードを提供して申請することができる。
- 1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

**第17問** 不動産登記の書面申請における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人Aの住所がX、Y、Zと順次移転している場合において、登記記録上のAの住所がXからZへと変更されているときは、Aの住所がYと記載されている発行後3か月以内の印鑑に関する証明書は、Aの住所がX、Y、Zと順次移転したことを証する市町村長の証明書を併せて提供しても、甲土地についてAを登記義務者とする登記の申請の添付情報とすることができない。

イ 日本に居住する外国人Aが甲土地の所有権の登記名義人であるとき、Aが居住している市の長が発行したAの印鑑に関する証明書は、甲土地についてAを登記義務者とする登記の申請の添付情報とすることができない。

ウ 甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

エ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aを債務者とする抵当権が設定されている場合において、Aの債務をBが引き受けたときは、登記識別情報を提供した上でする当該抵当権の債務者を変更する登記の申請に際して、Aの印鑑に関する証明書を添付情報とすることを要しない。

オ 台風などの災害が発生し、登記所の事務が1か月間停止した場合には、登記義務者の印鑑に関する証明書としての有効期間は1か月間延長される。

(参考)

地方自治法

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2～17 (略)

1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

**第18問** 不動産の登記の申請人又はその代理人が会社法人等番号を有する法人である場合の登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 申請人である当該法人が作成後1か月以内の代表者の資格を証する登記事項証明書を提供して不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

イ 申請人である当該法人が当該法人の登記を受けた登記所と同一の登記所に不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

ウ 支配人が申請人である当該法人を代理して不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

エ 申請人である当該法人が登記名義人となる所有権の保存の登記の申請をする場合において、申請情報と併せて当該法人の会社法人等番号を提供したときは、当該法人の住所を証する情報の提供を要しない。

オ 司法書士法人が申請人を代理して不動産の登記の申請をする場合において、当該司法書士法人の代表者の資格を証する情報を提供したときは、当該司法書士法人の会社法人等番号の提供を要しない。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ

**第19問** 共有名義の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが所有権の登記名義人で持分が各2分の1である甲土地及び乙土地について、甲土地につきAの単独所有、乙土地につきA持分4分の1、B持分4分の3とする共有物分割を登記原因とする持分移転の登記を申請することができる。

イ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地をAの単独所有とし、その代わりにAが所有権の登記名義人である乙土地をBの所有とする旨の共有物分割の協議に基づき、乙土地について共有物分割を登記原因として所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、AとBが10年間共有物分割を禁止する旨の定めをし、当該定めを追加する旨の所有権の変更の登記を申請することができる。

エ A、B及びCが所有権の登記名義人である甲土地について、Aの持分放棄を登記原因としてAからBにA持分一部移転の登記がされている場合において、Aの持分放棄によりCに帰属すべき持分をDがAから買い受けたときは、売買を登記原因としてAからDへのA持分全部移転の登記を申請することができる。

オ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、CがBからその持分の贈与を受けた後に、Aがその持分を放棄した場合には、贈与を登記原因とするBからCへのBの持分の移転の登記がされていないときであっても、Aの持分放棄を登記原因とするAからCへのA持分全部移転の登記を申請することができる。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

第20問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲区分建物及びその敷地である乙土地の権利の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

(甲区分建物の専有部分の登記記録の表題部及び権利部)

表 題 部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	1250分の250	平成28年3月10日敷地権 〔平成28年3月16日〕
所有者	持分2分の1 A株式会社 持分2分の1 B株式会社		

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成28年4月28日 第4000号	原因 平成28年4月25日売買 所有者 C株式会社

(乙土地)

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成25年2月1日 第2000号	原因 平成25年2月1日売買 共有者 持分2分の1 A株式会社 2分の1 B株式会社
2	共有者全員持分全部 敷地権	余白	建物の表示 【省略】 一棟の建物の名称 【省略】 平成28年3月16日登記

権 利 部 ( 乙 区 ) ( 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定仮登記	平成25年8月1日 第8000号	原因 平成25年8月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金1,000万円 利息 年2% 債務者 D株式会社 権利者 E株式会社
	余白	余白	余白
2	根抵当権設定	平成26年2月3日 第2030号	原因 平成26年2月3日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 売買取引 債務者 D株式会社 根抵当権者 F株式会社

- ア 乙土地のA株式会社の持分のみを目的として、平成28年3月15日判決を登記原因及びその日付とする当該持分の移転の登記をすることはできない。
- イ 乙土地のB株式会社の持分のみを目的として、平成28年3月15日売買を登記原因及びその日付とする当該持分の移転の仮登記をすることができる。
- ウ 乙土地のみを目的として、乙土地の順位1番の抵当権設定仮登記につき、平成25年8月1日金銭消費貸借同日設定を登記原因及びその日付とする当該抵当権設定仮登記の本登記をすることはできない。
- エ 甲区分建物のみを目的として、平成28年3月15日設定を登記原因及びその日付とする乙土地の順位2番の根抵当権の共同担保としての根抵当権の追加設定の登記をすることができる。
- オ 乙土地のみを目的として、乙土地の順位2番の根抵当権の実行として、平成28年4月28日〇〇地方裁判所担保不動産競売開始決定を登記原因及びその日付とする差押えの登記をすることはできない。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

**第21問** 次のアからオまでは、A司法書士の補助者が地上権に関する登記事項をメモした内容である。アからオまでのうち、**登記記録を明らかに誤ってメモしたものの組合せは**、後記1から5までのうち、どれか。

ア

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成2年2月2日 第2000号	原因 平成2年2月2日設定 目的 ゴルフ場所有 存続期間 50年 地上権者 X

イ

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	昭和50年2月7日 第2100号	原因 昭和50年2月7日設定 目的 建物所有 存続期間 30年 地上権者 X
付記1号	1番地上権移転	平成28年6月30日 第6300号	原因 平成28年6月30日売買 地上権者 Y

ウ

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成5年2月8日 第2800号	原因 平成5年2月8日設定 目的 借地借家法第23条第1項の建物 所有 存続期間 40年 特約 借地借家法第23条第1項の特約 地上権者 X

エ

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	昭和55年2月5日 第2500号	原因 昭和55年2月5日設定 目的 駅舎所有 存続期間 60年 地上権者 X
付記1号	1番地上権変更	平成28年6月20日 第6200号	原因 平成28年6月20日変更 目的 高架鉄道敷設 範囲 標高100メートルから上30メー トルの間



オ

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成7年9月1日 第9100号	原因 平成7年9月1日設定 目的 竹木所有 存続期間 60年 地上権者 X
2	1番地上権抵当権設定	平成27年6月1日 第6010号	原因 平成27年6月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金500万円 債務者 X 抵当権者 Z

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

第22問 次のアからオまでの記述のうち、Yを所有権の登記名義人とする甲土地について、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる事項を申請情報の内容とする抵当権の設定の登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	賃借人Xは、平成28年7月1日、賃貸人Yに対して、乙建物の賃貸借契約に基づき、敷金の性質を有する保証金200万円を差し入れた。そこで、Yは、同日、甲土地について、当該賃貸借契約の終了時にXが取得する当該保証金の返還請求権を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付 平成28年7月1日賃貸借契約の保証金返還債権同日設定 債権額 金200万円 債務者 Y 抵当権者 X
イ	Xは、平成28年7月1日、Yから、石油40トンを買金200万円で買い受ける契約を締結するとともに、Yとの間で、同日、当該契約に基づくXのYに対する売買の目的物の引渡請求権の価額を200万円と合意した。そこで、Yは、同日、甲土地について、当該請求権を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付 平成28年7月1日石油売買の引渡債権同日設定 債権価格 石油40トン 価格 金200万円 債務者 Y 抵当権者 X
ウ	Xは、平成28年7月1日、Yに対して、400万円を貸し付けた。そこで、Yは、同日、甲土地について、当該貸付けに係る元本のうち200万円を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付 平成28年7月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金200万円 債務者 Y 抵当権者 X
エ	Xは、平成28年7月1日、Yに対して、100万円を利息年5%の約定で貸し付けた。そこで、Yは、同日、甲土地について、当該貸付けに係る元本の全額及び同日から20年後までに発生する約定利息100万円の全額を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付 平成28年7月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金200万円 利息 年5% 債務者 Y 抵当権者 X

オ	<p>Xは、平成28年7月1日、Yに対して、200万円を貸し付けた。そこで、Yは、同日、甲土地について、当該貸付けに係る元本の全額を被担保債権とする抵当権を設定した。なお、Xは全国に支店を有する銀行であり、本件の取扱支店はZ支店である。</p>	<p>登記原因及びその日付 平成28年7月1日      金銭消費貸借同日設定      債権額 金200万円      債務者 Y      抵当権者 X      (取扱店 Z支店)</p>
---	--	---

1 アイ

2 アオ

3 イエ

4 ウエ

5 ウオ

第23問 次のアからオまでの記述のうち、次の①又は②のいずれか一方のみに当てはまるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

①建物を新築する際に不動産工事の先取特権の保存の登記を申請する場合

②所有権の保存の登記がある建物の不動産売買の先取特権の保存の登記を申請する場合

ア 2名以上の先取特権者が申請人となる場合は、先取特権者の持分を申請情報の内容としなければならない。

イ 違約金の定めがあるときは、その定めを申請情報の内容としなければならない。

ウ 添付情報として、登記原因を証する情報を提供しなければならない。

エ 添付情報として、建物の設計書の内容を証する情報を提供しなければならない。

オ 所有権の移転の登記の申請と同時に申請しなければならない。

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

**第24問** 甲土地の所有権の登記名義人であるAに配偶者B及び子Cがいる場合において、Aが死亡して相続が開始したときの遺産分割協議又は遺言による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア BとCが遺産分割協議を行い、Bが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書を作成した場合において、この協議に基づく登記を申請する前にBが死亡し、Bの相続人がCのみであるときは、甲土地についてAからBへの所有権の移転の登記を経ることなく、AからCへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

イ Bから遺産分割協議に関する事項の委任を受けたXが、当該遺産分割協議に参加し、Cが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書にBの代理人として署名押印している場合には、Cは、登記原因証明情報の一部として当該遺産分割協議書を提供し、甲土地についてAからCへの所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ BがAの預貯金を取得する代わりにB所有の乙土地をCが取得する旨が記載された遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部として提供し、乙土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請するときの登記原因は、遺産分割である。

エ Bに甲土地を遺贈する旨の記載があるAの遺言書を登記原因証明情報の一部として提供し、甲土地についてAからBへの所有権の移転の登記を申請するときの登記原因は、遺贈である。

オ Aの遺言書に、受遺者とその配分は遺言執行者において協議の上決定する旨及び遺言執行者としてBとCの2名を指定する旨の記載がされている場合において、Aの死亡後、BとCとの協議がされる前にBが死亡したときは、Cは、甲土地についてXに遺贈する旨を決定した上で、甲土地につきAからXへの所有権の移転の登記を申請することができる。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

第25問 次のアからオまでの不動産登記に関する手続のうち、電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権の移転の登記が書面により申請され、不動産登記法第23条第1項の通知がされた場合に申請人が行う当該申請の内容が真実である旨の申出

イ 書面を交付する方法により通知された登記識別情報の失効の申出

ウ 所有権の移転の登記が書面により申請された場合における当該申請の取下げ

エ 公売処分による所有権の移転の登記の嘱託

オ 印鑑に関する証明書が不正に交付されたことを理由とする不正登記防止申出

(参考)

#### 不動産登記法

第23条 登記官は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、法務省令で定める方法により、同条に規定する登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、登記官は、当該期間内にあっては、当該申出がない限り、当該申請に係る登記をすることができない。

2～4 (略)

- 1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第26問** 不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 登記官は、審査請求の審査に際しては審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

イ 登記官の処分に不服のある者は、当該処分の取消しを求める訴えを提起する前に審査請求をしなければ、当該訴えを提起することができない。

ウ 登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない。

エ 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命ずる前に当該登記官に仮登記を命じなければならない。

オ 登記の申請において提供された申請情報及びその添付情報の保存期間の満了後においては、当該登記に関する審査請求をすることができない。

1 1個            2 2個            3 3個            4 4個            5 5個

**第27問** 次の対話は、登録免許税に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし、また、複数の申請方法や複数の登録免許税の計算方法が考えられる場合は、登録免許税の額が最も低額となるよう申請するものとする。

司法書士： A及びBが所有権の登記名義人である地積1000平方メートルの甲土地があり、甲土地の登記記録上、A及びBの持分がそれぞれ2分の1ずつ登記されているものとします。

この甲土地から、地積300平方メートルの乙土地を分筆する分筆の登記をした直後、Aのみが乙土地の所有権の登記名義人に、Bのみが分筆後の甲土地(以下「丙土地」という。)の所有権の登記名義人になるよう、両土地について、共有物分割を登記原因として、持分の移転の登記を同時に申請することになりました。

分筆前の甲土地の不動産の価額が1000万円、乙土地の不動産の価額が300万円、丙土地の不動産の価額が700万円であるとき、乙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は、いくらですか。

補助者：ア 3万円です。

司法書士： では、丙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は、いくらですか。

補助者：イ 7万円です。

司法書士： 乙土地における当該持分の移転の登記後、Aが住所を甲市乙町1番地の1から丙市丁町2番2号に移転し、さらにその後、区制施行により丙市丁町2番2号が丙市中央区丁町2番2号に変更されたとします。乙土地につきAの住所の変更の登記をする場合の登録免許税は、いくらですか。

補助者：ウ 登録免許税は、かかりません。

司法書士： 丙土地における当該持分の移転の登記後、丙土地の乙区1番に、BのC株式会社及びD株式会社に対する売買取引上の債務を担保するため、C株式会社及びD株式会社を根抵当権の登記名義人とする極度額500万円の根抵当権の設定の登記をしたとします。

その後、当該根抵当権を、C株式会社のみを根抵当権者とする極度額200万円の順位1番の根抵当権と、D株式会社のみを根抵当権者とする極度額



300万円の順位1番の根抵当権にするために、放棄を登記原因とする当該根抵当権の共有者の権利の移転の登記をした後、当該根抵当権の分割譲渡の登記をすることにしました。この2件の登記をする場合の登録免許税は合計でいくらになりますか。

補助者：エ 1万4000円です。

司法書士：では、先の2件の登記の順序を入れ替え、当該根抵当権の分割譲渡の登記をした後、当該分割譲渡の登記後の根抵当権につき放棄を登記原因とする当該根抵当権の共有者の権利の移転の登記をする場合、登録免許税は合計でいくらになりますか。

補助者：オ 7000円です。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第28問** 商業登記の申請又は嘱託に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 後見人の登記において、未成年被後見人が成年に達したことによる消滅の登記は、登記官が職権ですることができる。

イ 未成年者の登記において、未成年者の営業の許可の取消しによる消滅の登記は、法定代理人のほか未成年者自身も申請することができる。

ウ 支配人の登記において、会社以外の商人(小商人を除く。)が複数の支配人を選任したときは、各支配人はそれぞれその登記を別個に申請しなければならない。

エ 外国会社の登記については、日本における代表者が外国会社を代表して申請しなければならないが、本国における代表者が申請することはできない。

オ 後見人の登記において、家庭裁判所の審判によって後見人が解任されたことによる消滅の登記は、裁判所書記官の嘱託によって行われる。

- 1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第29問** 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 募集設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において、設立の登記の申請書に設立時取締役及び設立時監査役による調査報告を記載した書面の添付を要するときは、創立総会に出席した設立時取締役及び設立時監査役のみが作成したものを添付すればよい。

イ 法人が発起人である場合には、申請書の添付書面によって、申請に係る会社設立の発起行為が明らかに当該法人の目的の範囲外のものと認められない限り、設立の登記の申請は受理される。

ウ 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額の記載を欠いたまま認証された定款について、その後発起人の全員の同意によりこれを追完し、当該同意があったことを証する書面に公証人の認証を受けたときは、変更後の定款に基づき設立の登記の申請をすることができる。

エ 当該設立が発起設立である場合において、公証人の認証を受けた定款に記載された商号を発起人の全員の同意により変更し、当該変更を明らかにした書面に発起人全員が記名押印した上で公証人の認証を受けたときは、変更後の定款に基づき設立の登記の申請をすることができる。

オ 発起設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において、公証人による定款の認証を受ける前に設立時発行株式の引受け並びに設立時取締役及び設立時監査役の選任が行われているときは、その後に定款の認証がされたとしても、設立の登記の申請は受理されない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第30問** 株式会社の役員の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役会設置会社において、新たにAが取締役に就任したことによる取締役の変更の登記の申請書にAの住民票の写しを添付した場合には、Aが就任を承諾したことを証する書面にその住所を記載することを要しない。

イ 辞任により取締役を退任した後も取締役としての権利義務を有するAを解任する株主総会の決議がされた場合であっても、当該株主総会の議事録を添付して、Aの解任による変更の登記を申請することはできない。

ウ 取締役Aが、婚姻による氏の変更の登記の申請と併せて、婚姻前の氏をも登記簿に記録するよう申し出る場合において、Aの婚姻前の氏が株主総会の議事録の記載から明らかなきときは、Aの婚姻前の氏を証する書面を添付することを要しない。

エ 代表取締役を選定した取締役会の議事録に変更前の代表取締役が登記所に提出した印鑑が押印されていない場合には、当該取締役会に出席した監査役の監査の範囲が会計に関するものに限定されているときであっても、代表取締役の変更の登記の申請書には、当該監査役が当該取締役会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

オ 定款の定めに基づき取締役の互選により取締役の中から代表取締役を定めていた取締役会設置会社でない株式会社が当該定款の定めを廃止した場合において、定款又は株主総会の決議によって代表取締役を定めなかったときは、従前代表権を有しなかった他の取締役を代表取締役とする変更の登記の申請書には、当該他の取締役が代表取締役に就任することを承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

**第31問** 募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社法上の公開会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行した場合において、募集事項として定めた払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。

イ 取締役会設置会社でない会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで譲渡制限株式を発行した場合には、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。

ウ 会社法上の公開会社が発行する募集株式の割当てにより引受人となった者が、その引き受けた募集株式の株主となることにより、当該募集株式の引受人の全員が株主となった場合における総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対の通知があったときは、当該会社の財産状況が著しく悪化している場合において、当該会社の事業継続のため緊急の必要があるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該割当ての承認を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない。

エ 会社法上の公開会社において、一度の取締役会の決議で複数回の募集株式の発行のための募集事項を決定している場合には、当該取締役会の議事録を1回目の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることができるが、2回目以降の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることはできない。

オ 取締役会の決議により決定された払込期日を当該払込期日の経過前に延期した場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、払込期日の延期を決議した取締役会の議事録及び当該決議前に募集株式の引受けの申込みをした者全員が当該延期につき同意したことを証する書面を添付しなければならない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第32問** 会計監査人設置会社以外の株式会社の資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定時株主総会において、当該定時株主総会の日における欠損の額を超えない範囲で資本金の額を減少する旨の決議が普通決議によりされたとしても、その旨の記載がされた株主総会の議事録を添付して、資本金の額の減少による変更の登記の申請をすることができる。

イ 準備金の資本組入れについて、株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときは、当該準備金の資本組入れに関する取締役の過半数の一致を証する書面又は取締役会の議事録を添付して、準備金の資本組入れによる変更の登記の申請をすることができる。

ウ 資本金の額の減少による変更の登記においては、登記簿から、減少する資本金の額が当該資本金の額の減少の効力が生ずる日における資本金の額を超えないことを確認することができるため、当該登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付することを要しない。

エ 剰余金の資本組入れによる変更の登記の申請書には、臨時株主総会の議事録を添付することができない。

オ 資本金の額の減少と同時に募集株式の発行を行う場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額と同額であるときは、資本金の額の変更の登記の申請をすることを要しない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第33問** 清算株式会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款の定めにより監査役及び会計監査人を置いていた会社が解散したときは、解散の登記がされても、監査役設置会社である旨及び会計監査人設置会社である旨の登記を抹消する記号は、いずれも記録されない。

イ 清算株式会社となった時点で会社法上の公開会社であった会社は、清算開始後に定款を変更して発行する全部の株式を譲渡制限株式とし、監査役を置く旨の定めを廃止しても、監査役設置会社の定めを廃止の登記をすることができない。

ウ 支配人の登記がされていた会社が解散し、解散の登記がされたときは、当該支配人の登記を抹消する記号が記録されるが、清算手続中に支配人が選任されたときは、当該支配人の選任の登記をすることができる。

エ 破産手続終了後の会社につき、残余財産があることが判明した場合において、裁判所が清算人を選任したときは、清算人の選任の登記は、裁判所書記官の囑託によって行われる。

オ 解散前に会社法上の公開会社であり、かつ、会社法上の大会社であった会社は、解散して清算株式会社となった後に定款を変更して監査役会を置く旨の定めを廃止しても、監査役会設置会社の定めを廃止の登記をすることができない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第34問** 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合資会社において、有限責任社員全員の退社と同時に新たな有限責任社員が加入した場合には、合資会社の解散の登記及び合名会社の設立の登記をした後でなければ、新たな有限責任社員の加入による変更の登記の申請をすることはできない。

イ 定款に業務執行社員の任期の定めがある合同会社において、任期満了後、直ちにその業務執行社員が再び業務執行社員に定められたときは、業務執行社員の選任による変更の登記の申請を要しない。

ウ 業務執行社員の中から社員の互選により代表社員を定める旨の定款の定めがある合資会社においては、業務執行権を有する有限責任社員を代表社員に互選したことを証する書面を添付しても、代表社員の選任による変更の登記の申請をすることができない。

エ 合資会社の業務を執行しない有限責任社員がその持分の一部を他の社員に譲渡したことによる変更の登記の申請書には、定款に別段の定めがある場合を除き、持分の譲渡契約書、譲渡された持分が業務を執行しない社員に係るものであることを証する書面及び業務執行社員の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 業務執行社員の中から社員の互選により代表社員を定める旨の定款の定めがある合名会社の代表社員が法人である場合には、当該法人の代表者が職務執行者となるときであっても、合名会社の設立の登記の申請書には、当該代表者が職務執行者に就任することを承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ



**第35問** 一般社団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人であるときは、その設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立時理事及び設立時監事の設立手続の調査が終了した日又は設立時社員が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に行わなければならない。

イ 設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人でないときは、その設立の登記の申請書には、設立時理事が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

ウ 一般社団法人が貸借対照表の内容である情報につき不特定多数の者が提供を受けるために必要な事項を登記する場合には、その申請書には、当該事項について決議した社員総会の議事録を添付しなければならない。

エ 一般社団法人が公益認定を受け公益社団法人となった後に公益認定を取り消されたときは、当該公益社団法人は、遅滞なく、当該公益社団法人の主たる事務所及び従たる事務所を管轄する登記所に当該公益社団法人の名称の変更の登記を申請しなければならない。

オ 一般社団法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めても、これを登記することはできない。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ

**第36問** 別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)について、司法書士法務直子は、平成28年4月11日、甲野花子から登記に関する相談を受け、後記〔平成28年4月11日甲野花子から聴取した内容〕の事実関係を聴取するとともに、甲野花子に対して、今回の登記の申請に先立ってすべき手続があることを助言し、登記に必要な書類の準備をするよう告げた。同月20日、司法書士法務直子は、甲野花子から必要な手続を終えたとの報告を受けるとともに、甲野花子から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務直子は、登記の申請を行った。

同年5月25日、甲土地及び別紙2の登記がされている不動産(以下「乙建物」という。)について、司法書士法務直子は、後記〔平成28年5月25日関係当事者から聴取した内容等〕の事実関係を聴取するとともに、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務直子は、登記の申請を行った。

同年6月24日、甲土地及び乙建物について、司法書士法務直子は、後記〔平成28年6月24日関係当事者から聴取した内容等〕の事実関係を聴取するとともに、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務直子は、登記の申請を行った。

なお、その他の事実関係については、後記〔事実関係に関する補足〕に記載したとおりである。

以上に基づき、後記の問1から問3までに答えなさい。

#### 〔平成28年4月11日甲野花子から聴取した内容〕

##### 1 (甲野花子は別紙1の現在事項証明書を提出した。)

私の元夫である甲野一郎は、平成27年9月1日に東京都文京区の自宅を出て、別紙4のと通りの住所に移転しました。その後間もなくして、私は、甲野一郎から夫婦関係調整調停を申し立てられ、平成28年4月5日に調停が成立し、同日、私と甲野一郎ともに調停調書の正本の交付を受けました。成立した調停の内容は別紙3のとおりです。同月6日に役所に離婚の届出をしました。届出の際、離婚後に称する氏について悩んだ挙句、婚姻前の氏である乙野でなく、離婚の際の氏である甲野を称する届出をしました。

なお、別紙3の調停調書第4項所定の義務については、同月8日に、当該調停調書

第5項所定の方法により、滞りなく履行してあります。当該履行に係る金員については、甲野一郎の株式会社H銀行に対する借入金に係る債務を弁済するための原資とする予定である旨聞いています。

同年4月末までは、私の住所は現在の東京都文京区大塚七丁目7番7-201号のままの予定です。

**〔平成28年5月25日関係当事者から聴取した内容等〕**

**2 【甲野花子から聴取】**

私は、平成28年5月3日に住所を東京都豊島区池袋五丁目5番5号に移転しました。

甲土地に登記されている3番抵当権については、本日、株式会社H銀行の担当者から「甲野花子様から事前に聞いていたとおり、今朝方、当行の債権管理部門の口座宛てに、甲野一郎様から200万1,087円の振込がありましたので、甲土地に登記されている3番抵当権を抹消したいと思います。すぐに、当該抹消の登記を申請するために必要な書類をお渡ししますので、当該書類の記載のとおり登記の申請をお願いします。」との連絡がありました。ですので、私としてもそのとおりに登記の申請をお願いします。

また、甲土地に登記されている4番根抵当権も、解除してもらいました。

**3 【株式会社Aレストランの代表者乙野太郎から聴取】**

私は、甲野花子の父です。別紙2の乙建物に登記されている2番根抵当権は、乙建物及び甲土地に共同担保として設定されたものです。乙建物は、私が経営する株式会社Aレストランの店舗として利用しており、弊社の債務を担保するために当該根抵当権が設定されました。しかし、弊社と株式会社H銀行とはしばらく取引がなく、担保されている債権も存在せず、今後も取引の予定がないので、共同担保として設定された根抵当権全部を解除してもらいました。

**4 【株式会社H銀行担当者から聴取】**

甲土地に登記されている3番抵当権及び4番根抵当権は、それぞれ別紙5及び別紙6のとおり解除しました。

なお、ご存知のとおり、当行は、かつての株式会社E銀行から変遷し現在に至ります。

**5 司法書士法務直子は、株式会社H銀行担当者から提出された株式会社F銀行の閉鎖事項一部証明書及び株式会社H銀行の現在事項一部証明書の内容を確認した。当該各証明書には次の〔表1〕及び〔表2〕のとおり的事実が記載されている。**

〔表1〕 株式会社F銀行の閉鎖事項一部証明書

日付	事 実
昭和30年4月1日	株式会社E銀行設立
平成15年4月1日	商号を、株式会社E銀行から株式会社F銀行へ変更
同日	本店を東京都千代田区大手町三丁目3番3号から東京都千代田区大手町六丁目1番1号へ移転
平成18年7月1日	東京都港区新橋八丁目8番8号株式会社G銀行に合併し解散

〔表2〕 株式会社H銀行の現在事項一部証明書

日付	事 実
平成18年7月1日	東京都千代田区大手町六丁目1番1号株式会社F銀行を合併
平成20年10月1日	商号を、株式会社G銀行から株式会社H銀行へ変更

## 〔平成28年6月24日関係当事者から聴取した内容等〕

## 6 【甲野花子から聴取】

私は、私の父乙野太郎が代表取締役を務める株式会社Aレストランの取締役を務めながら、同社の承認を得て、3年前から個人でSショップという食品のセレクトショップを経営しており、少しずつですが軌道に乗り始めています。平成28年6月20日、株式会社P商事及びSショップ開業以来取引のあるQ食品有限会社から別紙7のとおり契約を締結したい旨連絡を受け、本日関係当事者全員が会し、別紙7の契約について承諾し、契約を締結しました。

さらに、別紙7の契約の後、同じ日付で、別紙8のとおり株式会社Aレストランが所有する乙建物に根抵当権を追加して設定することについて合意され、本日関係当事者全員の間で契約を締結しました。

## 7 【株式会社Aレストランの代表者乙野太郎から聴取】

弊社は、平成28年6月1日に横浜地方裁判所において民事再生手続開始の決定がされ、監督委員が選任されました。管財人は選任されていません。また、弊社は、別紙8のとおり契約を締結しました。

8 司法書士法務直子は、株式会社P商事担当者及びQ食品有限会社担当者から、株式会社P商事及びQ食品有限会社が、別紙7の契約及び別紙8の契約を締結したことを確認した。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 〔平成 28 年 4 月 11 日甲野花子から聴取した内容〕, 〔平成 28 年 5 月 25 日関係当事者から聴取した内容等〕及び〔平成 28 年 6 月 24 日関係当事者から聴取した内容等〕は全て真実に合致しており, また, これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は, 全て適法である。
- 2 本件の関係当事者間には, 〔平成 28 年 4 月 11 日甲野花子から聴取した内容〕, 〔平成 28 年 5 月 25 日関係当事者から聴取した内容等〕, 〔平成 28 年 6 月 24 日関係当事者から聴取した内容等〕及び各別紙に記載されている権利義務以外には, 実体上の権利義務関係は, 存在しない。
- 3 司法書士法務直子は, いずれの登記の申請も, 管轄法務局に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 4 登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を要する場合には, 各申請日までに第三者の許可, 同意又は承諾を得ており, このほか登記の申請に当たって法律上必要な手続は, 各申請日までに全てされている。
- 5 司法書士法務直子は, 複数の登記の申請をする場合には, 申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請したものとする。
- 6 司法書士法務直子は, 複数の登記の申請をする場合であり, かつ, 登記を申請する順序を問わない場合において, 登記記録中甲区に関する登記及び乙区に関する登記の双方を申請するときは, 先に甲区に関する登記を申請し, 登記記録中同一の区に関する登記を申請するときは, 登記原因の日付の古い順に登記を申請し, 当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付が同一であり, かつ, 申請の前後を問わないものがあるときは, 登録免許税が高額となるものから順に申請したものとする。
- 7 司法書士法務直子は, 同一の事実に基づき複数の登記所に登記の申請をする場合は, 先に甲土地を管轄する登記所に対して登記の申請をしたものとする。
- 8 甲土地は東京法務局渋谷出張所の管轄に属し, 乙建物は横浜地方法務局港北出張所の管轄に属している。東京法務局渋谷出張所においては平成 19 年 10 月 29 日にオンラインによる登記の申請が開始され, 横浜地方法務局港北出張所においては同年 11 月 5 日にオンラインによる登記の申請が開始された。
- 9 平成 28 年 1 月 1 日現在の甲土地に係る課税標準の額は 6,259 万 2,323 円とする。

問 1 司法書士法務直子が甲土地について平成 28 年 4 月 20 日に申請した登記の申請情報の内容のうち, 登記の目的, 登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項

及び当該記録される事項に含まれない申請人(以下「申請事項等」という。問2及び問3において同じ。), 添付情報並びに登録免許税額を, 司法書士法務直子が申請した登記の順に従って, 第36問答案用紙の第1欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

また, 司法書士法務直子が平成28年4月11日に甲野花子に対して, 上記登記の申請に先立って終えるように助言した手続の内容及びその理由について, 第36問答案用紙の第1欄(3)の欄に具体的に記載しなさい。

問2 司法書士法務直子が甲土地について平成28年5月25日に申請した登記の申請情報の内容のうち, 登記の目的, 申請事項等, 添付情報及び登録免許税額を, 司法書士法務直子が申請した登記の順に従って, 第36問答案用紙の第2欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

問3 司法書士法務直子が甲土地について平成28年6月24日に申請した登記の申請情報の内容のうち, 登記の目的, 申請事項等, 添付情報及び登録免許税額を, 第36問答案用紙の第3欄(1)の欄に記載しなさい。申請した登記が2件以上となる場合は, 1番目に申請した登記を記載しなさい。

また, 司法書士法務直子が平成28年6月24日に申請した登記が完了した後に乙建物について申請すべき登記があるときは, その登記の申請情報の内容のうち, 登記の目的, 申請事項等, 添付情報及び登録免許税額を, 第36問答案用紙の第3欄(2)の欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に申請人についての解答を記載するに当たっては, 次の要領で行うこと。
  - (1) 「義務者」, 「申請人」, 「(被承継会社)」等の表示も記載する。
  - (2) 住所, 本店又は代表機関の資格及び氏名は, 記載することを要しない。
- 2 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは, 申請人が代位者である旨, 当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも, 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に記載する。
- 3 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については, 会社法人等番号を提供する申請人等の記載の後に続けて, 当該申請人等の会社法人等番号を括弧書きで「(会社法人等番号 0000-00-000000)」の要領で記載する。会社法人等番号は次の〔表3〕のとおりとする。

〔表3〕

商号	会社法人等番号
株式会社Aレストラン	0200-01-987654
株式会社H銀行	0104-01-654321
M信用金庫	0200-05-567890
株式会社P商事	0104-01-345678
Q食品有限会社	0110-02-876543
T商事株式会社	0111-01-123456

- 4 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハマで)を記載する。
  - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハマで)を記載する。
  - (3) 後記【添付情報一覧】のアからハマまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
  - (4) 後記【添付情報一覧】のツからヌまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。
  - (5) 後記【添付情報一覧】のネ又はノの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、当該添付情報の作成者の氏名又は名称を括弧書きで「(何某のもの)」の要領で記載する。
  - (6) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 5 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 6 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 7 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれ

も、〔平成 28 年 4 月 11 日甲野花子から聴取した内容〕、〔平成 28 年 5 月 25 日関係当事者から聴取した内容等〕及び〔平成 28 年 6 月 24 日関係当事者から聴取した内容等〕に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

8 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。

9 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

10 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しない。ただし、訂正は、訂正すべき字句に横線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は、加入する部分を明示して行い、削除は、削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。



【添付情報一覧】

ア	東京家庭裁判所平成 27 年(家イ)第 1234 号の調停調書	ツ	甲野一郎の印鑑に関する証明書
イ	甲野花子の平成 28 年 4 月 8 日付けの戸籍全部事項証明書	テ	甲野花子の印鑑に関する証明書
ウ	甲野一郎の住民票の写し(別紙 4)	ト	株式会社 A レストランの印鑑に関する証明書
エ	文京区の発行に係る甲野花子の住民票の写し	ナ	株式会社 H 銀行の印鑑に関する証明書
オ	豊島区の発行に係る甲野花子の住民票の写し	ニ	株式会社 P 商事の印鑑に関する証明書
カ	株式会社 F 銀行の閉鎖事項一部証明書	ヌ	Q 食品有限会社の印鑑に関する証明書
キ	抵当権解除証書(別紙 5)	ネ	登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書
ク	根抵当権解除証書(別紙 6)	ノ	登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書
ケ	根抵当権一部譲渡契約証書(別紙 7)	ハ	甲土地の登記事項証明書
コ	根抵当権追加設定契約証書(別紙 8)		
サ	甲土地甲区 1 番の登記済証		
シ	甲土地乙区 2 番の登記済証		
ス	甲土地乙区 3 番の登記済証		
セ	甲土地乙区 4 番の登記識別情報		
ソ	乙建物甲区 1 番の登記済証		
タ	平成 28 年 4 月 20 日付け申請により通知される登記識別情報		
チ	平成 28 年 5 月 25 日付け申請により通知される登記識別情報		

別紙1 甲土地の現在事項証明書

表題部(土地の表示)		調製	平成4年10月22日	不動産番号	【省略】
地図番号	【省略】	筆界特定	余白		
所在	渋谷区広尾六丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
100番1	雑種地		157	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年10月22日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年12月16日 第20814号	原因 平成3年12月16日売買 共有者 東京都文京区大塚七丁目7番7-201号 持分2分の1 甲野一郎 東京都文京区大塚七丁目7番7-201号 2分の1 甲野花子 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年10月22日

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年12月8日 第22222号	原因 平成4年12月1日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者 横浜市中区桜木町五丁目5番5号 M信用金庫 共同担保 目録(は)第1111号
2	根抵当権設定	平成5年6月23日 第8888号	原因 平成5年6月23日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 売買取引 買付委託取引 販売委託取引 債務者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者 東京都港区海岸八丁目8番8号 株式会社P商事

付記1号	2番根抵当権転抵当	平成8年8月8日 第11000号	原因 平成8年8月8日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,500万円 利息 年2.8% 損害金 年14.5%(年365日日割計算) 債務者 東京都港区海岸八丁目8番8号 株式会社P商事 転抵当権者 東京都新宿区西新宿九丁目9番9号 T商事株式会社
3	抵当権設定	平成12年6月20日 第7777号	原因 平成12年6月20日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,500万円 利息 年2.5% 損害金 年14.5%(年365日日割計算) 債務者 東京都文京区大塚七丁目7番7-201号 甲野一郎 抵当権者 東京都千代田区大手町三丁目3番3号 株式会社E銀行
4	根抵当権設定	平成20年12月19日 第15555号	原因 平成20年12月12日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者 東京都港区新橋八丁目8番8号 株式会社H銀行 共同担保 目録(ふ)第3333号

共同担保目録			
記号及び番号	(は)第1111号	調製	【省略】
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	渋谷区広尾六丁目 100番1の土地	1	余白
2	横浜地方法務局港北出張所 横浜市港北区日吉八丁目 10番地2 家屋番号 10番2の建物	余白	余白

共同担保目録			
記号及び番号	(ふ)第3333号	調製	【省略】
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	渋谷区広尾六丁目 100番1の土地	4	余白
2	横浜地方法務局港北出張所 横浜市港北区日吉八丁目 10番地2 家屋番号 10番2の建物	余白	余白

これは登記記録に記録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。

平成28年4月8日

東京法務局渋谷出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙2 乙建物の現在事項証明書

表題部(主である建物の表示)	調製	平成4年5月7日	不動産番号	【省略】
所在図番号	【省略】			
所在	横浜市港北区日吉八丁目10番地2		余白	
家屋番号	10番2		余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗・事務所	鉄筋コンクリート造鋼板葺3階建	1階 351	10	平成3年6月9日新築
		2階 351	10	
		3階 351	10	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年5月7日

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成3年6月25日 第18877号	所有者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年5月7日

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成4年12月1日 第15000号	原因 平成4年12月1日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者 横浜市中区桜木町五丁目5番5号 M信用金庫
付記1号	1番根抵当権担保追加	平成4年12月8日 第15700号	共同担保 目録(ひ)第2222号
2	根抵当権設定	平成20年12月12日 第12000号	原因 平成20年12月12日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 横浜市港北区日吉八丁目1番1号 株式会社Aレストラン 根抵当権者 東京都港区新橋八丁目8番8号 株式会社H銀行
付記1号	2番根抵当権担保追加	平成20年12月19日 第12500号	共同担保 目録(へ)第4444号

共同担保目録			
記号及び番号	(ひ)第 2222 号	調製	【省略】
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	横浜市港北区日吉八丁目 10 番地 2 家屋番号 10 番 2 の建物	1	余白
2	東京法務局渋谷出張所 渋谷区広尾六丁目 100 番 1 の土地	余白	平成 4 年 12 月 8 日受付第 15700 号追加

共同担保目録			
記号及び番号	(へ)第 4444 号	調製	【省略】
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	横浜市港北区日吉八丁目 10 番地 2 家屋番号 10 番 2 の建物	2	余白
2	東京法務局渋谷出張所 渋谷区広尾六丁目 100 番 1 の土地	余白	平成 20 年 12 月 19 日受付第 12500 号追加

これは登記記録に記録されている現に効力を有する事項の全部を証明した書面である。

(横浜地方法務局港北出張所管轄)

平成 28 年 5 月 25 日

東京法務局豊島出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

調 書(成立)

事件の表示 平成 27 年(家イ)第 1234 号 夫婦関係調整調停事件  
期 日 平成 28 年 4 月 5 日 午前 10 時 00 分  
場 所 東京家庭裁判所家事部調停室

【省略】

当事者等及びその出頭状況

本籍 東京都文京区大塚七丁目 7 番地  
住所 千葉市中央区富士見九丁目 8 番 7 号  
(登記簿上の住所 東京都文京区大塚七丁目 7 番 7 ー 201 号)  
申 立 人 甲 野 一 郎(出頭)  
本籍 申立人と同じ  
住所 東京都文京区大塚七丁目 7 番 7 ー 201 号  
相 手 方 甲 野 花 子(出頭)

下記調停条項のとおり調停が成立した。

東京家庭裁判所

裁判所書記官 丙野法子

調停条項

- 1 申立人と相手方とは、相手方の申出により本日調停離婚する。
- 2 当事者間の長女さくら(平成 10 年 2 月 2 日生)の親権者を母である相手方とする。
- 3 申立人は、相手方に対し、前項の子の養育費として、平成 28 年 5 月から当該子が満 22 歳に達した後最初に迎える 3 月まで、1 か月 5 万円を、毎月末日限り、甲野さくら名義の Y 銀行大塚支店の普通預金口座(口座番号 123456)に振り込む方法により支払う。
- 4 相手方は、申立人に対し、離婚に伴う財産分与として、金 200 万円の支払義務があることを認める。
- 5 相手方は、申立人に対し、前項の金員を平成 28 年 4 月末日限り、申立人名義の Z 銀行千葉支店の普通預金口座(口座番号 789012)に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- 6 相手方が前項の金員を支払ったときは、申立人は、相手方に対し、離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録記載の不動産(以下「本件不動産」という。)を分与する。

7 相手方が第5項の金員を支払ったときは、申立人は、相手方に対し、本件不動産につき、当該支払日付け財産分与を原因とする共有持分全部移転登記手続をする。登記手続費用は、相手方の負担とする。

【以下省略】

以上

(別紙) 物件目録

1 不動産

(1) 所 在 渋谷区広尾六丁目  
地 番 100 番 1  
地 目 雑種地  
地 積 157 平方メートル  
(甲野一郎 持分 2 分の 1)

別紙4 甲野一郎の住民票の写し

住 民 票

千葉市	
住所	中央区富士見九丁目8番7号
世帯主	甲野一郎

1	氏名	甲野一郎			個人番号	【省略】
					住民票コード	【省略】
	生年月日	昭和 40. 4 . 1	性別	男	続柄	世帯主
	住所を定めた年月日	平成 27. 9 . 1 転入	住民となった年月日		平成 27. 9 . 1	
	住定届出年月日	平成 27. 9 . 5 届出				
	本 籍	東京都文京区大塚七丁目7番地			筆頭者 甲野一郎	
	前住所	東京都文京区大塚七丁目7番7―201号				

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 28 年 4 月 4 日

千葉市中央区長 ○ ○ ○ ○ 印



別紙5 抵当権解除証書

抵当権解除証書

平成 28 年 5 月 25 日

甲 野 花 子 殿

東京都港区新橋八丁目 8 番 8 号

株式会社H銀行

代表取締役 【省略】

当行は、平成 12 年 6 月 20 日東京法務局渋谷出張所受付第 7777 号をもって登記された下記不動産に対する抵当権を解除します。

物件の表示

【省略】ただし、甲土地が記載されているものとする。

以上

別紙6 根抵当権解除証書

根抵当権解除証書

平成 28 年 5 月 25 日

株式会社Aレストラン 代表取締役 乙野太郎 殿

甲 野 花 子 殿

東京都港区新橋八丁目 8 番 8 号

株式会社H銀行

代表取締役 【省略】

当行は、平成 20 年 12 月 12 日横浜地方法務局港北出張所受付第 12000 号及び平成 20 年 12 月 19 日東京法務局渋谷出張所受付第 15555 号をもって登記された下記不動産に対する根抵当権を解除します。

物件の表示

【省略】ただし、甲土地及び乙建物が記載されているものとする。

以上

別紙7 根抵当権一部譲渡契約証書

根抵当権一部譲渡契約証書

平成 28 年 6 月 24 日

住 所 東京都渋谷区渋谷五丁目 5 番 5 号  
根抵当権譲受人 Q 食品有限会社 代表取締役 【省略】

住 所 東京都港区海岸八丁目 8 番 8 号  
根抵当権譲渡人 株式会社 P 商事 代表取締役 【省略】

当欄には、株式会社 P 商事及び Q 食品有限会社を除く関係当事者全員の住所及び氏名又は名称が記され、押印がされているものとする。

第 1 条(一部譲渡)

譲渡人は、平成 5 年 6 月 23 日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された下記の根抵当権(平成 5 年 6 月 23 日東京法務局渋谷出張所受付第 8888 号登記済)を譲受人に一部譲渡しました。

極 度 額 金 1 億円

債権の範囲 売買取引 買付委託取引 販売委託取引

債 務 者 横浜市港北区日吉八丁目 1 番 1 号 株式会社 A レストラン

第 2 条(債務者の変更)

根抵当権設定者は、前条による一部譲渡後の根抵当権譲受人の根抵当権の債務者を、次のとおり変更することを約定しました。

債 務 者 変更前 横浜市港北区日吉八丁目 1 番 1 号 株式会社 A レストラン

変更後 東京都豊島区池袋五丁目 5 番 5 号 甲野花子

第 3 条(被担保債権の範囲の変更)

根抵当権設定者は、第 1 条による一部譲渡後の根抵当権譲受人の根抵当権の被担保債権の範囲を、次のとおり変更することを約定しました。

被担保債権の範囲 変更前 売買取引 買付委託取引 販売委託取引

変更後 売買取引 平成 28 年 1 月 8 日特約販売契約

物件の表示

【省略】ただし、甲土地が記載されているものとする。

以上

根抵当権追加設定契約証書(追加的共同担保)

平成 28 年 6 月 24 日

当欄には、株式会社 A レストランを除く関係当事者全員の住所及び氏名又は名称が記され、押印がされているものとする。

住 所 横浜市港北区日吉八丁目 1 番 1 号  
根抵当権設定者 株式会社 A レストラン 代表取締役 【省略】  
兼 債 務 者

第 1 条(追加設定)

根抵当権設定者は、平成 5 年 6 月 23 日根抵当権設定契約(以下「原契約」といいます。)により後記 1 の物件の上に設定された根抵当権(平成 5 年 6 月 23 日東京法務局渋谷出張所受付第 8888 号登記済)の共同担保として、根抵当権設定者の所有する後記 2 の物件の上に下記のとおり根抵当権を追加設定します。

記

当欄には、極度額、被担保債権の範囲及び債務者が記載されているものとする。

第 2 条(適用条項)

根抵当権者及び根抵当権設定者は、第 1 条の根抵当権について、本契約に定めるほか、原契約の各条項を適用するものとします。

物件の表示

1 既存根抵当権物件

【省略】ただし、甲土地が記載されているものとする。

2 追加根抵当権物件

【省略】ただし、乙建物が記載されているものとする。

以上

**第37問** 司法書士法務朝子は、平成28年6月1日に事務所を訪れたワンツー株式会社の代表者から、別紙1から3までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務朝子は、ワンツー株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務朝子は、同年7月1日に事務所を訪れたスリー株式会社の代表者及びワンツー株式会社の代表者から、別紙2及び4から7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務朝子は、スリー株式会社の代表者及びワンツー株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務朝子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、会社法の定める登記申請期間内である、同年6月2日及び同年7月4日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成28年6月2日に司法書士法務朝子が申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 平成28年7月4日に司法書士法務朝子が申請をすべき登記のうち、スリー株式会社に関する登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

なお、同時に申請すべきワンツー株式会社に関する登記については、記載することを要しない。

問3 ワンツー株式会社及びスリー株式会社の代表者から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 ワンツー株式会社及びスリー株式会社の定款には、別紙1から9までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 5 別紙中、(記載省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、いずれも、有効な記載があるものとする。
- 6 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 7 平成28年6月2日に申請をした登記及び同年7月4日に申請すべき登記に関し、官庁の許可又は官庁への届出を要する事項はないものとする。
- 8 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 9 東京都中央区は東京法務局、大阪市中心区は大阪法務局の管轄である。
- 10 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙1

【平成28年5月30日現在のワンツー株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 ワンツー株式会社

本店 東京都中央区中央一丁目1番1号

公告をする方法 電子公告の方法により行う。

<http://www.onetwo〇〇.co.jp/>

会社成立の年月日 平成15年4月1日

目的 1 不動産の売買及びその仲介

2 衣料品の販売

3 前各号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 2万株

発行済株式の総数 5000株

資本金の額 金5億円

役員に関する事項 取締役 A 平成27年5月30日重任

取締役 B 平成27年5月30日重任

取締役 C 平成27年5月30日就任

東京都新宿区甲町1番地

代表取締役 A 平成27年5月30日重任

監査役 D 平成25年5月28日重任

監査役(社外監査役) E 平成25年5月28日就任

監査役(社外監査役) F 平成25年5月28日就任

会計監査人 さくら花子 平成27年5月30日重任

第1回新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 100株

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

1個当たり金1万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1個当たり金9万円

新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで

新株予約権の行使の条件

なし

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

なし

平成 24 年 6 月 1 日発行

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

監査役会設置会社に関する事項 監査役会設置会社

会計監査人設置会社に関する事項 会計監査人設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙 2

【平成 28 年 5 月 30 日開催のワンツー株式会社の定時株主総会における議事の概要】

[報告事項]

- 1 第 13 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
上記の内容につき詳細な報告があった。
- 2 第 13 期(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)計算書類報告の件  
上記の内容につき詳細な報告があった。

[決議事項]

第 1 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
<p>(機関構成)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機関構成)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">【削る】</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10 名以内とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役は、8 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②&lt;条文省略&gt;</p> <p>③&lt;条文省略&gt;</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②&lt;現行どおり&gt;</p> <p>③&lt;現行どおり&gt;</p>



<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 23 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 30 条(監査役の員数)から 第 37 条(監査役会の議事録)まで</p>	<p>【削除】</p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 38 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役3名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

取締役 A

取締役 B

取締役 G (社外取締役)

なお、被選任者は、いずれも席上就任を承諾した。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

監査等委員である取締役 D

監査等委員である取締役 E (社外取締役)

監査等委員である取締役 F (社外取締役)

なお、被選任者は、いずれも席上就任を承諾した。

第4号議案 吸収分割契約承認の件

別紙(※別紙4)の吸収分割契約を承認することが諮られ、原案どおり可決承認された。

別紙 3

【平成 28 年 5 月 30 日開催のワンツー株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、下記のとおり選定された。

東京都新宿区甲町 1 番地 代表取締役 A

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

#### 別紙 4

#### 【平成 28 年 5 月 13 日付けの吸収分割契約書の抜粋】

スリー株式会社(以下「甲」という。)及びワンツー株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約を締結する。

#### 第 1 条(吸収分割の方法)

甲は、吸収分割により、乙から乙の婦人服販売事業に関する権利義務を承継し、乙は、甲にこれを承継させる。

#### 第 2 条(効力発生日)

効力発生日は、平成 28 年 7 月 1 日とする。

#### 第 3 条(承継する権利義務)

吸収分割により、甲が乙から承継する権利義務は、後記「承継する権利義務等の明細」に定めるところによる。なお、乙は、効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重畳的債務引受をする。

#### 第 4 条(分割対価の交付)

甲は、吸収分割に際して株式 1000 株を発行し、その全てを乙に対して交付する。

#### 第 5 条(資本金等の額)

甲が吸収分割により増加する資本金及び準備金の額については、下記のとおりとする。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1)増加する資本金の額   | 金 2500 万円 |
| (2)増加する資本準備金の額 | 金 2500 万円 |

(以下省略)

#### 「承継する権利義務等の明細」

1. 承継する資産 (記載省略)
2. 承継する負債 (記載省略)
3. 雇用契約等 (記載省略)

(以下省略)

別紙5

【平成28年6月28日現在のスリー株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 スリー株式会社

本店 大阪市中央区中央一丁目1番1号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成20年9月1日

- 目的
- 1 飲食店の経営
  - 2 衣料品の販売
  - 3 前各号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 2万株

発行済株式の総数 1000株

資本金の額 金5000万円

株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 H 平成26年8月25日重任

取締役 I 平成26年8月25日重任

取締役 J 平成26年8月25日就任

大阪市北区乙町1番地

代表取締役 H 平成26年8月25日重任

監査役 K 平成26年8月25日重任

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙 6

【平成 28 年 6 月 28 日開催のスリー株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
(監査役の設定及び監査役の員数) 第 34 条 当社は、監査役を置く。 <u>ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。</u> ②<条文省略>	(監査役の設定及び監査役の員数) 第 34 条 当社は、監査役を置く。 ②<現行どおり>

第 2 号議案 吸収分割契約承認の件

別紙(※別紙 4)の吸収分割契約を承認することが諮られ、原案どおり可決承認された。

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

第 2 号議案で承認された吸収分割の効力が発生することを条件として、取締役 1 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

取締役 A

就任日 平成 28 年 7 月 1 日

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役 1 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

監査役 L

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

別紙 7

【平成 28 年 6 月 28 日開催のスリー株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

本日の臨時株主総会で承認された吸収分割の効力が発生することを条件として、代表取締役を選定することが諮られ、下記のとおり選定された。

東京都新宿区甲町 1 番地 代表取締役 A

就任日 平成 28 年 7 月 1 日

別紙 8

【司法書士法務朝子の聴取記録(平成 28 年 6 月 1 日)】

- 1 平成 28 年 5 月 30 日, ワンツー株式会社の定時株主総会は東京都中央区内において開催され, 適法に成立した。その議事の概要は別紙 2 のとおりである。
- 2 平成 28 年 5 月 30 日, ワンツー株式会社の定時株主総会終結後に開催された取締役会には, 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役全員が出席した。別紙 3 の取締役会の議事録には, A が登記所に提出している印鑑が押印されている。
- 3 平成 28 年 5 月 30 日開催のワンツー株式会社の定時株主総会で選任された取締役のうち G 並びに監査等委員である取締役のうち E 及び F は, いずれも社外取締役の要件を満たしている。
- 4 平成 28 年 5 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの間に, ワンツー株式会社の第 1 回新株予約権者のうち 3 名が, 次のとおり新株予約権を有効に行使した。当該行使時における第 1 回新株予約権の帳簿価額は, 新株予約権 1 個当たり金 1 万円であった。なお, ワンツー株式会社は設立から現在まで自己株式を有したことはない。

行使した日	行使した新株予約権者	行使した新株予約権個数
平成 28 年 5 月 6 日	甲	30 個
平成 28 年 5 月 16 日	乙	20 個
平成 28 年 5 月 31 日	丙	40 個

- 5 第 1 回新株予約権の行使により増加する資本金の額は, 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とすることが, 第 1 回新株予約権の募集事項に係る取締役会決議において決定されていた。
- 6 いずれの登記についても, 登記懈怠がない形で登記の申請をしてほしい。



## 別紙9

### 【司法書士法務朝子の聴取記録(平成28年7月1日)】

- 1 平成28年6月28日、スリー株式会社の臨時株主総会は大阪市内において開催され、適法に成立した。その議事の概要は別紙6のとおりである。
- 2 平成28年6月28日、スリー株式会社の臨時株主総会終結後に開催された取締役会には、取締役及び監査役全員が出席した。別紙7の取締役会議事録には、Hが登記所に提出している印鑑が押印されている。
- 3 別紙4の吸収分割契約において、吸収分割の対価とされたのは、第4条に記載された株式のみである。また、同吸収分割における株主資本等変動額は、5000万円である。
- 4 別紙4の吸収分割契約に係る吸収分割において、債権者の保護手続は、法令上必要とされる範囲で適法に行われ、当該吸収分割に対して異議を述べた債権者はいなかった。なお、当該吸収分割をするに当たり、ワンツー株式会社及びスリー株式会社には、知っている債権者があった。
- 5 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく所要の手続は、適法に完了していることを確認した。

〔記入例〕

受験地	東京	} 左の者が受験者の場合の記入例は、 下記のとおりとなります。
受験番号	36	
氏名	民事二子	

【多肢択一式答案用紙】

受験地		受験番号				氏名	
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位			3	6		
0	1						
●	○	○	○	○	○		
○	●	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	(この欄記入不要)	
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	試験区分    ○ ●	

受験地コード番号表

01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
東京	横浜	さいたま	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
新潟	大阪	京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
福井	金沢	富山	広島	山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇	仙台	福島	山形	盛岡
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
秋田	青森	札幌	函館	旭川	釧路	高松	徳島	高知	松山

【記述式答案用紙】

受験地
東京
受験番号
36
氏名
民事 二子